

令和6年度の当初予算編成方針について

私の高槻市長としての4期目においては、本市の輝かしい未来に向け、安心と希望を次世代に引き継ぎ、「大阪の高槻」から「日本の高槻」へ、更なる成長と飛躍に向けた新たなステージに踏み出すため、市民サービスの向上に資する施策の充実はもとより、「次世代への積極投資」「成長基盤の強化」「健全財政の堅持」の3つの柱に基づくまちづくりを推進することとしている。

一方、市民生活においては、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染症法上の分類が5類に変更されたことにより、経済の回復が期待されるものの、昨年から続く物価高騰の影響が本市にも深刻な影響を及ぼしている。加えて、少子高齢化や公共施設の老朽化対策など喫緊の課題が山積しており、これらにも適切に対応する必要がある。

令和6年度の予算においては、「『みらいのための経営革新』に向けた改革方針」（以下、「改革方針」という。）に基づき、強い財政、強い組織、輝く未来の実現に向け、最小の経費で最大の効果が得られるよう、創意工夫を重ね、財源の充実を図るとともに、市民生活の安定とサービスの充実、輝く未来に向けた積極的な投資を行っていくこととする。

各部局においては、すでに着手している改革にとどまらず、更に効果的な取組を推進するとともに、職員においては、一人ひとりが、これらの現状や課題をしっかりと認識し、輝く未来に向け、強い意志を持って改革に取り組みたい。

第1 地方行財政を取り巻く環境

国では地方との関係において、社会全体におけるDXの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について検討を進めるとされ、新型コロナの感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻すほか、デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化などに着実に取り組むとされている。

本市においても、上記の国の動向や社会情勢を踏まえ、持続可能な財政基盤を確立し、将来を見据えたまちづくりを推進していく必要がある。

第2 本市の財政状況

令和4年度は、新型コロナワクチン接種を始め感染症拡大防止対策を引き続き実施したことに加え、新型コロナや物価高騰の影響を受けている市民生活への支援や市内経済の活性化に向けて、プレミアム率150%のプレミアム付商品券の発行（第3弾、第4弾）や中小企業支援給付、就学前児童への臨時給付など、本市の実情に応じ積極的に施策を実施した。

これらの取組により、歳入歳出決算規模は引き続き高い水準で推移しているものの、間断なく改革に取り組んできた結果、本市がこれまで培ってきた健全財政を堅持できている。

一方で、歳出は、社会保障関係費や電気・ガス料金等の高騰による物件費の増などにより、経常経費が増額となっており、今後も同様の傾向が見込まれる。また、歳入は、基幹収入である市税収入のコロナ禍からの回復や地方交付税の増などにより一般財源は増加傾向にあるものの、市税収入は生産年齢人口が減少傾向にあるなか継続的な増加が見込めず、本市の財政は予断を許さない状況にある。

第3 令和6年度の予算編成

予算編成に当たっては、社会情勢の変化が大きい中、市民ニーズを的確に捉えるとともに、本市の更なる発展に向けた新規施策については、その目的と効果を明確にすること。

また、既存事業については、全ての事業に対し効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め、施策の取捨選択、経費の見直しを行うなど、各部局の創意工夫により経費縮減に努め、緊急度・重要度などの観点で予算の中身を重点化し、予算要求に反映されたい。

以上を踏まえ、未来に向けた積極的な投資と健全財政の堅持を両立させるべく、令和6年度の予算編成に当たっての基本的な考え方は次に示すとおりとする。

第4 予算編成の基本的な考え方

1 全般的事項

(1) 部の経営方針に基づく改革

部の経営方針において、市民サービスの充実、輝く未来に向けた積極的な投資、業務の抜本的な見直しなど、あらゆる視点に立ち、各部局の改革の方向性を示した上で、予算要求作業に着手すること。

(2) 予算編成の原則

- ① 予算編成に当たっては、計画的に事業を展開できるよう、年間で必要な経費を確実に見込み、全ての経費を当初予算で要求すること。
- ② あらかじめ補正予算が見込まれるものは、当初予算編成に併せて、事業計画調書等において、概算予算を含めた事業計画を示すこと。

(3) 予算要求基準

全ての経費について、事業や施策の優先順位を精査の上で、原則、部全体で前年度を上回らないこととする。

2 歳入について

(1) 創意工夫による財源確保

- ① 公有財産の活用を始め、広告事業やネーミングライツなど財源の確保に努め、新たな発想や努力による歳入拡大に取り組むこと。
- ② 新規事業や拡充事業など、一般財源負担が増大する場合には、職員の創意工夫をもって、新たな財源確保に最大限取り組むこと。

(2) 国・府補助金等の確保の徹底

- ① 制度改正又は交付手続き・条件等の変更を含め、国・府の動向を常に注視し、適切かつ積極的な財源確保の徹底を図ること。特に、補助金等に係る国・府の通知等は、内容に関わらず精読し、確実な歳入確保に向けて、適切な事務執行に努めること。
- ② 国の財源を最大限活用するため、令和6年度当初予算に要求を予定している事業のうち、国の補正予算の対象となる可能性のある事業については、当初予算とは別に予算の精査を要することから、情報を把握次第、速やかに調整を図ること。

(3) 国・府補助金等減額時の考え方

国・府補助金等を財源として実施している事業の補助制度等が廃止・縮小される場合においては、原則、国・府補助金等の廃止・縮小幅に応じた事業の廃止・縮小を行うこと。

3 歳出について

(1) 新規・拡充事業の要求条件等

① 新規・拡充事業の要求条件

新規・拡充事業については、以下のものに限り、編成を検討することとする。

- ア 「第6次総合計画」に掲げる8つの将来都市像の実現に向けて、優先的・重点的に取り組む必要がある事業
- イ 生産年齢人口や交流人口の増加に実効性のある施策として、効果を具体的に示すことができる事業
- ウ 災害に強く強靱なまちづくりのため、防災・減災に資する施策として、効果を具体的に示すことができる事業
- エ 法令等で新たに実施又は拡充することが義務付けられている事業
- オ 中長期的な視点で歳出を削減するため、今のうちに着手すべき事業
- カ 「デジタル高槻市役所の実現」など「高槻市DX推進に向けたロードマップ」に沿った市民サービスの効果的な向上につながる事業
- キ 物価高騰対策として市民生活や地域経済を守るため実効性のある事業

②新規・拡充事業の財源確保

新規・拡充事業を要求する際には、他の継続事業の廃止・縮小や、新たな財源確保、国・府補助金・財政上有利な事業債を最大限活用するなど、一般財源負担は考え得る限り最小となるようあらゆる角度から検討を重ねること。

③新規・拡充事業の終期設定

新規・拡充事業は、原則として、終期・見直し時期を設定することとし、後年度負担も数値で示すこと。

(2) ペーパーレス化の更なる推進

行政事務（特に内部事務）で定例的に使用している資料については、紙配付ではなく、デジタル機器の使用を原則とし、紙の出力は最小限とすること。紙購入予算（購入量）については令和5年度当初予算に引き続き、原則、各室・課の所属単位における当初予算前年度比で5%減額することとする。

(3) 委託料の見直し

①仕様の見直し

委託料について、新規・拡充要素を含むものは当然のこと、経常的なものを含めて仕様の点検を行い、必要となる部分に絞るなど、経費の抑制に努めること。

②市の施策に関する委託の精査

啓発、計画策定・見直し等の市の施策については、職員の創意工夫による事業運営を原則とした上で、委託する場合はその必要性和金額の根拠を具体的に示すこと。

(4) 小事業単位での事業効果

①エビデンスの説明

予算要求に当たっては、新規・拡充・継続事業を問わず、事業の妥当性を裏付ける客観的な「目標（計画）」「成果」などのエビデンスに基づき要求することとし、その「目標（計画）」「成果」を具体的な数値をもって示すこと。

②小事業単位での既存事業の見直し

小事業単位での既存事業について、前年度予算計上手法を前提とせず、「目標（計画）」「成果」に見合う投資となっているか、再度見直しを行うこと。

(5) 公共施設の長寿命化改修・修繕

個別施設毎のライフサイクルコスト削減に向け、省エネルギー化など効率的な修繕や改修が行えるよう、施設別状況（劣化度・影響度）を示した個別施設計画に基づき、計画的な予算要求を行うこと。

特に、市民の利用が多い施設や設備については、現状を十分に把握し、適切な施設管理に努めること。

4 公営企業に関する事項

公営企業においては、市長部局と同一の基調に立つとともに、独立採算の原則に基づく中期的な経営計画の下で、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努めること。